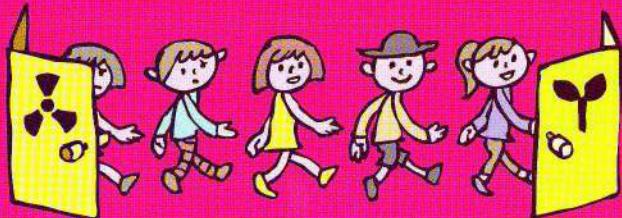


「原発なくそう！ 九州玄海訴訟」NEWS

Vol.9
2014.Aug



発行元／
「原発なくそう！
九州玄海訴訟」原告団・弁護団
〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10
ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付
Tel. 0952-25-3121 Fax. 0952-25-3123
メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com
ホームページ http://no-genpatsu.main.jp



第9回口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は、今回、第9回弁論に至りました。しかし、被告九電側は、通常運転時の放射能漏れ、基準地震動についてしか準備書面を出しませんでした。これは前回の期日で裁判所から出された指示にも反する極めて不十分なものです。

これに対し、法廷では、原告側代理人や長谷川原告団長が、九電に対し、新規制基準の合理性や、再稼働をしようとしている原発の安全性について現時点で主張できるはずだと厳しく追及しました。裁判所もこれを支持する中で、九電はこうした準備書面を原子力規制委員会の判断の前に出すことを約束せざるを得ませんでした。

こうした九電の態度は、あくまでも国（行政）に再稼働を認めて貰ったらしいとするもので、裁判所の判断を軽視する姿勢が見て取れます。

今年5月21日に福井地方裁判所は大飯原発の差止めを認める判決を下しました。この判決では、福島の事故を2度と起こしてはならないために裁判所（司法）はどうあるべきか、まさに的確な判断を下しました。

いよいよ勝訴判決を確定させ、国会を包囲して全ての原発を廃炉にする特別措置法を実現すべき歴史的時代に突入しました。そのためにも全国各地で、様々な原発裁判の原告団が全国的に連帯して、首都圏での闘いを進めることができます。

玄海でも、今年中に、原告団を1万人にして全国の原発を廃炉に、の世論を広げましょう！

東島弁護士の

第9回口頭弁論 ココがポイント！



6月3日、新たな原告582名で10回目の追加提訴を行いました。原告総数は8070人となりました。

- ①昨年12月の弁論以降、九電側の主張が展開されるはずでした。しかし、九電は、12月に温排水問題、今年の3月に電気は足りてる論への反論しか出さず、安全などの主張を積極的にできませんでした。今回も九電は、(a)通常運転で放射能はもれているが基準よりも低い、(b)玄海町の白血病の増加は全国的傾向だから原発のせいではない、(c)地震・津波での危険はないということしか主張しませんでした。
- ②そこで、今回も弁護団は、九電に対し、「安全だとして原子力規制委員会に再稼働を申請しているのだから、積極的に安全だという主張・立証をせよ」と迫りました。九電は、当初「規制委員会の審査にパスしたのちに出す」などと言っていましたが、「先延ばしはおかしい」との弁護団の次から次の追及（長谷川原告団長まで発言）に、遂に「トータルとしての安全性を適合性審査に合格する時期まで待たずに主張する」旨答えました。
- ③作家の早乙女勝元氏が、東京大空襲のすさまじい体験を語り、それでも「國破れて山河あり」だったが、福島第一原発事故では故郷そのものが喪失してしまうと迫力あふれる意見陳述をしました。また、福島市に住んでいた後藤文治氏が福島の豊かな自然が破壊され、人間関係が失われていった実態を具体的に意見陳述しました。

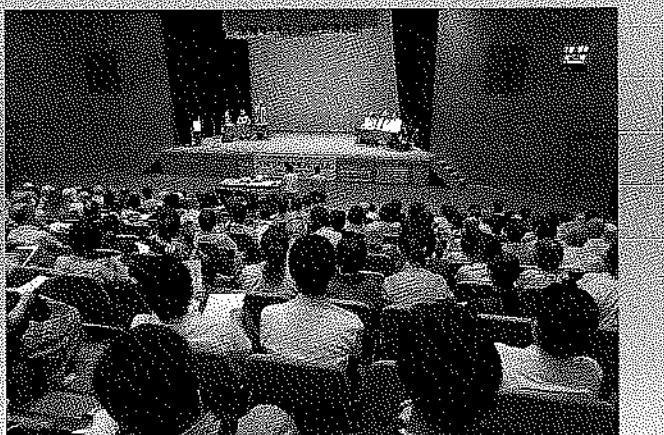
目次 CONTENTS

第9回口頭弁論を終えて	…1
ここがポイント	…1
意見陳述	…2
後藤文治氏／早乙女勝元氏	
原告団交流ひろば	…6
TOPICS	…7
参加者の感想など	…8

意見 陳述書

原告 早乙女勝元 氏

原告 後藤 文治 氏



報告集会の様子。270名が参加しました。

□原告

早乙女 勝元 氏

(作家)



1、はじめに

私は作家の一人でして、著書150冊ほど、そして「東京大空襲・戦災資料センター」の館長を仰せつかっております。

私がなぜこの訴訟に参加したのか、なぜ、今日、意見陳述をするのかを理解してもらうためには、まず、私どもが、けんめいになって語り継いでいる『東京大空襲』とは何か。それを少しご説明しなければなりません。『東京大空襲』のことを、この場でお話することで、戦争と原発に共通する問題性がはつきりわかるとともに、両者の決定的な違いも明らかになるからです。

2、東京大空襲が起きた背景や当時の状況

1944(昭和19)年、今から70年前になりますが、日本が仕掛けた戦争の形態が、がらっと変わりました。それまでの戦場は海の彼方にあって、日本軍は「東洋平和」を旗印に、海を越えていったわけですが、その戦場が、国内の都市部へと飛び火したのです。

当時の日本の国土は「銃後」と呼ばれていましたが、なぜ戦場化したのかといえば、アメリカが日本向けに開発した爆撃機B29の登場によってです。

もはや戦局は下り坂でして、東京から2300キロ地点のサイパン、テニアン、グアムの3つの島が、B29の前線基地となり、ここを飛び立つB29は、東京を中心として、日本中の都市をターゲットにすることができました。

そして、不気味なサイレンの鳴りやまぬ日々となり、戦争最後の年を迎えます。

わが家は、東京下町の向島区(現墨田区)にあって、

私は12歳。今まで中一の生徒ですが、少国民も勤労動員で、隅田川沿岸の大鉄工場で、手榴弾作りにあけくれていました。

日本は神風と教えられ、やがて神風が吹いてくれると信じていましたが、連日連夜の空襲で、地方にツテがないため疎開もできず、神風を待って東京に踏みとどまっていました。

3、空前絶後の被害を出した東京大空襲

東京はB29による空襲が100回余もありましたが、ケタ外れの人命被害を出したのが、1945年3月10日未明の、東京大空襲です。その夜、300機ものB29が、超低空で東京下町地区を襲い、新型のナバーム性焼夷弾1700トンを、雨アラレとぶちまけました。折からの北風にあおられた火災は、またたく間に燃え広がって、超人口密集地帯の木造家屋をなめつくしていくことになりました。

私たちは火の粉の激流を搔きわけながら逃げましたが、焼夷弾の一発はすぐ左側の電柱に突き刺さり、電柱がマッチ棒のようにぱっと火を噴き、すぐ前を走っていた男が、火を振り払おうとコマみたいに回転している光景を、忘れることができません。生きるも死ぬも紙一重でした。

ある母親の体験ですが、突然、背中の子どもが、ギヤーッと異様な声で泣きわめき、あわてて子どもをおろして胸に抱くと、口の中が真っ赤っ赤。血じやありません。火の粉が泣いている口ん中に入つて、喉をふさいでカーッと燃えている。それを指で搔き出しながら、逃げたといいます。

まさに地獄の業火の中を、人びとは逃げまどい、一瞬のうちに火だるまになつていったのです。爆撃は二時間余で終了しましたが、猛火は下町の大半を焦土に変え、100万人が家を焼け出され、死者は10万人で、そのほとんどが、男たちを戦場に送り出した留守家族の女性

や子ども、お年よりたちだったのです。

世界の戦争史で、いかなる激戦地といえども、こんな短時間で、これだけの将兵が失われた例はありません。人類史上空前の大量殺戮都市は東京であり、沖縄の地上戦に広島・長崎の惨禍と続くのです。

4、戦争の終結と私の進むべき道

3月10日正午、焼け残りの家のラジオは、東京大空襲による政府発表を告げましたが、その中に、私の承服できぬ一行があります。「都内各所に火災を生じたるも、宮内省主馬寮は2時35分、其の他は8時頃迄に鎮火せり」で、100万人の罹災者と、10万人の都民のいのちは、「其の他」の三文字で片付けられたのです。

当時の民間人は、「臣民」「赤子」「民草」と称され、人権など爪のアカほどもなく、雑草並みの存在でしかなかつたのです。

B29による無差別爆撃は東京から、名古屋、大阪、神戸、横浜と続き、五大都市爆撃が終了した6月以降は、中小地方都市爆撃へと移行。日本中のほとんどの都市がガレキだらけとなり、最後の止めが二発の原爆で、8月15日正午、やっと戦争が終わりました。

この年、1945年度の日本人の平均寿命は、男性23.9歳、女性は37.5歳でしかありませんでした。

敗戦の翌年、私は当時の国民学校高等科を終えて、町工場勤めのミニ社会人となりましたが、貧困家庭故に、大学はおろか高校も出ていません。自分で自分があわれに思える青春でしたが、もっとあわれな、炎の中に消えていった友のことを考えました。声なき友は、私に語りかけるのです。

「君だけは生き残らせてやろう。そのかわりに、戦争で命を絶たれた子どもたちのことを、語り継いでいくてくれるかね。最後の一人になってでも、戦争絶対反対を叫び続けてくれるかね？」

「はい」とうなずいて、私の生きていく道は決まりました。



韓国から、原告を含む20人の方が、裁判と報告集会に参加しました。報告集会では歌やスピーチで脱原発の思いを語ってくれました。

5、東京大空襲を語り継ぐその後の活動

1950（昭和25）年に、朝鮮戦争が始まると、あのB29が東京の横田基地、埼玉県の入間基地から出撃していました。その爆撃の下がどうなっているのか。私はいたたまれぬ思いで、自分が過ごしてきた少年期の戦争を振りかえり、町工場に働きながら自分史『下町の故郷』を書き上げて、最初の著作となりました。20歳でした。直木賞候補作にすいせんしてくれる作家もいました。

1970年、私は「東京空襲を記録する会」の発足を呼びかけ、多くの文化人の協力を得て、美濃部東京都知事に陳情しました。革新都政の援助によって、全5巻からなる大資料集『東京大空襲・戦災誌』（菊池寛賞）を、三年かかりでまとめましたが、空襲を記録する運動は全国に波及して、各都市に記録する会が誕生、民間人の戦禍の記録を後世にという、大きな流れになっていました。

しかし、東京都議会の一部の勢力によって、平和祈念館建設計画は凍結され、やむにやまれず民間募金によって、現在の「東京大空襲・戦災資料センター」が開館にこぎつけたのは、13年前のことです。用地はある罹災者の無償提供によるものです。

言い出しちゃは私ですが、何事もすべては一人から始まることに、確信を持ちました。その一なる声に道理と感動がともなえば、無限大に広がっていく、ということ。一人は微力ですが、こだわって生きれば、それなりのことにはあります。

6、戦争を語り継ぐ人がなぜ原発訴訟に参加するのか

その私は、東日本大震災による福島県の被災地に二度ほど調査入りをしました。南相馬市的小高区、「帰還困難区域」の浪江町ですが、息が詰まるほどの衝撃を受けました。

その惨状たるや、10万人が一夜で死んだ東京大空襲の焼け野原に似ていませんか、と聞かれました。たしかに酷似している点があります。それは、ごく当たり前の穏やかな日常を、一瞬にして非日常にしてしまう点です。10万人をわずか2時間余りで殺し尽くし東京の下町を瞬時に焦土と化した大空襲。

片や爆弾も業火も使わずとも、目に見えない放射能による健康被害によって、そこに住む人々を残らず立ち退かせ、ゴーストタウンに変えてしまう原発。フクシマで目の当たりにした崩れかけた無人の町並みの先は、まさに戦場を思わせる絶望的な荒廃状態でした。

けれど、原発問題と戦争や空襲とでは、決定的に違うことがあります。

8月15日、戦争終結の報と同時に、人びとは焼けトンを拾い集めてきて、雨露をしのぐ場を確保しました。いわゆる壕舎生活があすこにもここにも。国破れても山河ありだったのです。

ところが、私の見た福島県の被災地では、それができない。放射能汚染が

続く限り、この先、何十年、何百年、あるいは半永久的にその土地では生活はおろか、近寄ることさえできない。たかだか電気を生み出すためだけの原発のために、何世代にも渡って住み慣れた土地を奪われることなど、許されていいはずがありません。

生活の基盤たる故郷を失い、家族と離散し、生きていく上でのありとあらゆるものを見こそぎ奪われた人びとに、東京大空襲を生きのびた私の思いは重なります。一体何が収束か、原発の再稼働・輸出の政府の動きは、もってのほかです。戦争も原発も、絶対に次の世代に残すべきではありません。

東京大空襲、そして戦争を語り継ぐことをライフワークとしてきた82歳の私が、今、原発訴訟に参加し、原発なくせと訴えるのは、経済よりも命を優先する社会、「穏やかな日常」を安心して過ごせる社会へと変えたいからです。命ある限り、最後の一人になってでも絶対反対を叫び続ける気概を、この原発訴訟に参加している原告一人一人の皆さんとともに持ち続けたい。そのような思いで、このたび原告になったという次第です。今ならまだ間に合う。子どもたちや孫たちのために、もうひとふんばりするつもりです。

以上



□ 原告

後藤 文治 氏



1、はじめに

私は、乳製品を作る企業に勤め、1966年5月に転勤で福島にきました。その後福島で結婚し、二人の子供を育て、福島で定年を迎えた後は介護の仕事をしながら好きな釣りと家庭菜園をして48年間に渡って福島で暮らしてきました。この意見陳述では私のささやかな幸せや友人関係が原発事故によっていかに破壊されていったかについて述べさせていただきます。

2、震災当時の様子

2011年3月11日の震災当時、私は、妻と長女と3人で福島市内にある団地に住んでいました。東京電力福島第一原発から北西に約60kmのところです。私の家はたまたま固い地盤の上に建っていたためか、地震の被害はわずかでしたが、その後、食料品や水が不足するという過酷な日々が始まりました。私は、原発が爆発したことや避難指示区域が原発から20キロ、30キロと線引きされる様子をテレビで見ながら、福島市内には何の指示も出なかつたので、私たちの住む場所は放射能汚染の心配はないのだと思っていました。

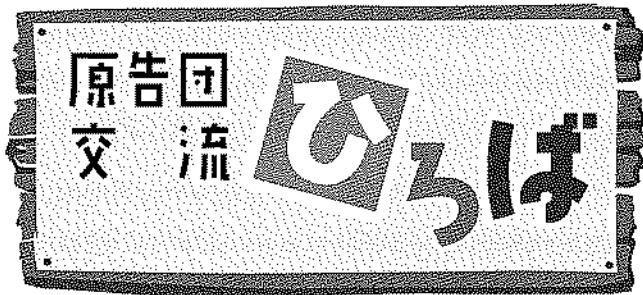
事故から数か月後、私は自宅の放射線量を測りました。すると室内で毎時0.5マイクロシーベルト、庭では1~1.5マイクロシーベルト、樋から流れ落ちる水の所や側溝の砂は3~3.8マイクロシーベルトでした。私はこの数値を見て、福島市内も危ない、政府は信じられない、ここで生活し続けていいのかと焦りました。自分も被曝している、自分の住む場所も放射能で汚染されていることを痛感したのです。

3、友人との交流が断たれたこと

私は48年間福島に住み、多くの友と出会いました。私は釣りが大好きで、月に3~4回、友人と渓流釣りや海釣りに出かけていました。息子が小さなころは息子も連れて行きました。相馬の海に行き、カレイやアナゴを釣り、家から30分ほどのところにあるきれいな渓流でヤマメやイワナ釣りを楽しみました。渓流釣りは、「朝駆け」といってよく釣れる夜明けころが勝負です。私は友人と夜明け前から出かけ、午前中の釣りを楽しみ、午後は山を下りながら四季折々の山菜を摘み、家に戻ってから釣った魚や山菜を調理し、それをつまみに酒を飲みました。気の置けない友人と夜遅くまで釣りの自慢話や政治談議に花を咲かせ、怒ったり笑ったりして過ごす時間が本当に好きでした。

私には30年来の釣り仲間で米農家の友人がいます。私は彼の作る米が美味しいので、毎年毎年買って食べていました。私は彼の米をもっと美味しく食べる為に、10キロずつに分けて精米し、精米したばかりの米を炊くようにしていました。

しかし、震災後、私は米への放射能汚染があることを知り、彼から米を買うことができなくなりました。私が彼に「もう米は買えねえんだ。すまねえ。」と言うと、彼は私を責めることもせず、ただ苦笑いしながら「そうだよな。仕方ねえな。」と言いました。私はそのときの申し訳



各地で原告の会が立ち上がり、多彩でユニークな取組みが行われています。原告を増やすためにさまざまな工夫をしています。みなさんの地域での活動の参考にしてください。

誰もが原告拡大に取り組める「玄海訴訟説明書」作成事務所初の三桁拡大を達成！



左から徳永由華弁護士、岡藤れい子さん、渡辺玲子さん

福岡市南区を担当している弁護団の徳永です。中心で頑張っている南区原告の会の岡藤れい子さんが「原告の拡大がなかなかできなくて悩んでいる。これまで『あんたが言いよるなら間違いない』と言ってみんな原告になってくれたが、自分の周りはほほ声をかけつくした。うちの台所に新日本婦人の会の人を集めるので、簡単なことでいいから原発の話をしてほしい」と言われました。それを聞くまで、私は原告の方々がそんなに悩んでるとは思っていませんでした。とにかく岡藤さん宅の台所に集まつた8～9人の方にお話ししました。そこで原発の危険性、5000円の使い道、なぜ一人必要?…等々と聞かれ、お話をさせてもらいました。渡辺令子さんはそのとき一緒に話を聞いてくださった一人です。

渡辺さんは今回小さい学習会を開いたことで、本気になってくださってお姉さんも原告拡大に力を入れてくださって渡辺さん姉妹で何十人と原告を拡大しています

その後、新婦人の南支部の総会で挨拶をすることになりました。その際に、台所学習会の参加者から「挨拶の中でぜひ原発のことについてふ

弁護士 德永 由華

また、声掛けをいっぱいしているけど、入ってない人がまだまだいます。だからそういう人ねらいで、例えば9条の会や民放連のOB会があると聞いたらアポを取って、アピールさせてもらっています。毎回、5～6人が「〇〇さんから何回も言われとったっちゃんね」等と言いながら原告になってくださいます。まだまだ、きっかけがつかめずにいたという方がけっこう多いと思いまして。ニュースでも原発の問題は流れ

ているし、大飯原発の判決もでました。何度も繰り返し声をかけていくことが、いつかきっかけになるし、後押しになるので、普段からの声かけ非常に重要だと思います。

もう一人の力持ち具島順子さんからは「集会では、申込みセットを持って行くだけではなく、ちゃんと“ここで原告を受付けてます”というようなことがわかる受付けブースを作ったほうがいい」とお尻をたたかれています。そういう地道なアイディア、知恵を出してくださる岡藤さん、渡辺さん、具島さんをはじめとした新婦人の方を中心に、福岡南法律事務所は第10陣117名まで伸ばすことができました。

私はこの間の活動を通じて、1人1人が本気になって原告拡大を意識的にやることと、へこたれずあきらめずに何回も何回も声掛けしていくということが大事だと思いました。次回提訴の南区の目標をまだ決めていませんが、ぜひこれからは掘り起こしをもっともっとやっていこうということを目標にがんばっていこうと思います。

※7.12 1万人の原告団へちえだし
会議での発言を要約。「説明書」
は同封しています。



模擬法廷の裁判官役は左から北九州市の山本和也さん、近藤恭典弁護士、韓国のイ・アンナさん

ない気持ちと彼の苦笑いした表情を忘れることができません。

その後、彼とも多くの釣り仲間とも渓流釣りや相馬の海に行くことがなくなりました。決してケンカしたわけでも仲が悪くなつたわけでもありません。ときどき会えば笑って話をするし、お互いのことを気にかけています。しかし、何か言い出せない、切り出してはいけない話題があるような気がして、酒を飲みながら釣りの話に花を咲かせていたころのような楽しさを感じることがなくなりました。自分たちが望んだわけでもないのに、友人との関係が少しずつ冷えていくような、消えていくような気がしました。

4、取穫物を通した友人との交流が失われたこと

私は、家から5分のところに畑を借り、野菜を作っていました。農家の方が手取り足取り教えてくれて、すくすくと育つ野菜を見ていると、妻や娘に食べさせてやろう、福岡の息子に送ってやろうと家族のことを思い起こすのです。ようやく収穫の時を迎え、獲れたばかりのキュウリのみずみずしさは格別です。ホウレンソウも何もつけずにその甘味だけで美味しい食べられます。スーパーで買う野菜とは全然違うのです。

できた野菜は友人たちにもお裾分けします。「うまいのできたからな。食べてみてくれ。」と野菜を渡すと、友人からは「これ、うちで作ったやつだ。もってけ。」といって違う野菜を渡されます。たわいもないやり取りですが、お互いの成果を認め合うような気持ちがして、今思えば実にすがすがしいやり取りでした。

しかし、原発事故後、農作物への放射能汚染があることから、私は畑に行くことを止めました。しかし、野菜作りを続ける友人は「線量を測ってもらった。大丈夫だから…」と申し訳なさそうに野菜をくれるのです。私は「ありがとうございます」と言って受け取ますが、汚染が心配で、ど

うしても食べられず、悪いなあと思いながらもらった野菜を捨ててしまったことがあります。以前のようなすがすがしいやり取りが友人への後ろめたさや罪悪感に変わってしまいました。

5、孫に福島を見せたかったこと

妻と長女と私は、長年住み慣れた福島の家を離れ、今年の3月、息子夫婦と孫が住む福岡にきました。福岡に来た当初、公園で遊ぶ楽しそうな子どもの声が聞こえたとき、私は驚きました。私は、事故後の福島で、外で遊ぶ元気な子どもの声をずっと聞いていなかったのです。

私の孫はもうすぐ2歳になります。その孫は福島に来たことはありません。あの事故が無ければ、私は孫に「うつくしま」と呼ばれる福島の豊かな自然を見せたかった。私がかつて息子と行ったように、孫と一緒に山に行きヤマメを釣りたかった。相馬の海を見せたかった。そして、私達が福島で食べている同じものを、私が作った野菜を孫にも食べてもらいたかった。おじいちゃんやおばあちゃんが福島でどんな生活をしているのか、孫にも味わって欲しかったのです。

6、さいごに

私はこの世に生を受けてから、社会の一員として真面目に人生を歩み、家庭を持ち、何十年とかけて人の縁を、信頼関係を築いてきました。家族、友人、同僚と、互いに助け合いながら楽しく人生を送ろうとしてきました。私が長い人生の道のりで作り上げてきた平凡でごく普通の生活、家族との暮らし、友人と行く釣り、酒を飲みながら交わすたわいもない話、友人の作った米やみずみずしいキュウリを食べ、野菜を渡しあう時の友との会話。これらが私のかけがえのない宝であり、私の最大の幸福です。しかし、原発事故は一瞬にして私の幸せを奪い去りました。私はその原発を憎んでいます。そして私は、誤った判断をし続けてきた電力会社と政府を信用していません。玄海の原発が、そして全国の原発が動くことは、どれだけの小さな幸せを奪うことになるのか裁判官に想像していただきたい。憲法は、一人一人を尊重し、それぞれの幸せを追求することを保障してくれていると聞きました。もう二度と私の小さな幸せを奪われたくない。原発を認めず、この私の普通の生活を保障していただけるようお願いしまして私の陳述を終わります。

以上





TOPICS

大飯原発運転差し止め命じる「カネより命」

5月21日、福井地裁は大飯原子力発電所3・4号機の運転差止めを認める判決を言い渡しました。これを受け、原告団・弁護団は記者会見を行い声明を発表しました（別紙）。



記者会見を行う原告団と弁護団

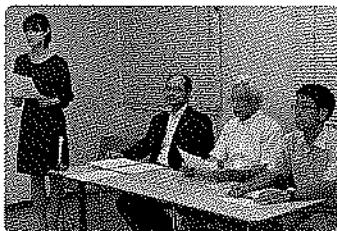


1万人の原告団へちえだし会議開催



反核女子部の活動などを紹介する福岡の新婦人のみなさん

0人が参加。各地域の取組みを紹介し、悩みなどを交流しました。弁護団からの裁判の報告や大飯判決の学習後、特徴的な活動をしている3つの地域から発言してもらいました。佐賀市大和町・やまととの会の山口さんは「増やす人を増やす取組み」（会報Vol. 8・8 ページ参照）、福岡県大牟田市の中西倫仁さんは「目標決めから実践まで」、福岡市早良区の会・山内恵美子さんは「原告拡大を正面にすえた原告交流会の開催」について発言しました。これを受け、13の地域・団体の方が発言、活発な意見交換が行われました。参加者からは「いろんな地域の取組みを聞いてとても参考になりました」「参加して大変よかったです。苦労しながらもがんばっていることに感動しました」などの感想が寄せられています。



抗議の記者会見を行う原告団と弁護団

規制委員会に抗議。 再稼働は許されない！

7月16日、原子力規制委員会は定例会合において、九州電力川内原子力発電所1・2号機の安全審査について、新規制基準に「適合している」とする審査書案を提示、了承しました。これに対し、原告団・弁護団は記者会見で抗議し、声明を発表しました（別紙）。

鹿児島県庁包囲行動に参加して 団結はバスの中から



佐賀からのバスで参加した原告のみなさん

梅雨空のもと第9回裁判の日、いつものように北九州、久留米、大牟田、糸島そして筑後から大型貸切バスが、佐賀弁護士会館に到着した。

再稼働反対の決意を秘めた原告が元気一杯、力強くバスからぞくぞくと旗やプラカードを持って降りてくる。毎回、その雄姿に私は胸が熱くなる。心の中で一人一人にお疲れ様と握手したい気持ちである。バスの中ではきっと原発やフクシマの話をし、原告たちの交流が盛んであろうと佐賀市在住の私は羨ましくまた頼もしく思う。

「団結はバスの中から」の体験を叶えるチャンスが私にもやってきた。6月13日、鹿児島県議会に向かって「再稼働させない～川内原発ストップ再稼働！！～」行動集会への参加を呼びかけられた。佐賀から貸し切りバスで行くという。この話に迷わず手を挙げた。朝6時半、高速金立サービスエリアに集合、帰りは夜になるハードなスケジュールである。途中から乗り込んできた裁判や集会などで顔見知りの人や初めてお会いする人たちを誇らしく思う。バスに乗り合わせた同じ想いの仲間たちと終日行動することの素晴らしさに感動した。

九州各地から県庁・議会前広場に集まった1000人を超える人たちと、議会・知事と九電に再稼働反対を訴えた。しかし県警に隣接する議会・県庁舎の威容さと九電の対応は、無言で「訴え」を退ける反市民の姿勢を露わにするものであった。

行動集会の1ヵ月後、原子力規制委員会は川内原発が新規制基準に適っていると判断した。私たちの川内と玄海の兄弟訴訟の戦いは正念場を迎える。全国の原発訴訟の皆さんとともに再稼働を阻止したいと思う。

（佐賀市原告団 長谷川和子）

第9回裁判を傍聴して 参加者の感想

多くの市民が原告となつている裁判に初めて参加するため、裁判所に行くと、とても多くの人が裁判に来ているのに深く感銘した。年寄りも若い人も、男性も、女性も参加している姿を見て、日本の市民たちが反原発にものすごい関心を抱いていることを知り、深く感じた。入廷する前に、模擬裁判に参加する人と一緒に集まつたのだが、立錐（りつすい）の余地が無いほどで詰めかけた人の波に、実際に開いた口が塞がらない状態であった。法廷では市民たちの着席が終る頃、原告弁護団が入ってきた。

多くの市民が原告となつている裁判に初めて参加するため、裁判所に行くと、とても多くの人が裁判に来ているのに深く感銘した。年寄りも若い人も、男性も、女性も参加している姿を見て、日本の市民たちが反原発にものすごい関心を抱いていた。原告側は繰り返すだけだった。原告側は少し語気を強くして、もう少し明確に返事するよう要求していた。新規制基準というが、どんな基準なのか、その基準 자체が安全なのか、その基準を明確に述べよ等要求したが、まともな答えが戻つてこず、すつたもんだの言い争いが続いた。このやり取りの過程で、被告・九電の誠意の無さを強く感じた。政府の支持を笠に着て、傲慢な姿勢で臨んでいたのではないかと、真にいかがわしい限りであった。

後半では、被害を受けた人々が自分の原発に反対する理由を述べる意見陳述があつたが、箇条的に記録した文を読み進む時、彼らの切側が、原発の再稼働に関して、いくつかの憂慮を述べた。被告・九電は、実際問題が提起された点に関して、それに対する明確な反論をすることがなく、只「大丈夫だ：安全だ」を繰り返すだけだった。原告側は少し語気を強くして、もう少し明確に返事するよう要求していた。新規制基準というが、どんな基準なのか、その基準 자체が安全なのか、その基準を明確に述べよ等要求したが、まともな答えが戻つてこず、すつたもんだの言い争いが続いた。このやり取りの過程で、被告・九電の誠意の無さを強く感じた。政府の支持を笠に着て、傲慢な姿勢で臨んでいたのではないかと、真にいかがわしい限りであった。

本当に心が痛んだ。また彼らの勇氣ある態度に拍手を送りたかった。目前で行われる裁判に参加して、原告側と被告・九電の間にやり取りされる話を聞き、被害者の生々しい話を聞きながら、他人の問題ではないという実感と共に、原発反対運動をもっと積極的にしなければならないという思いを強くした。

【韓国ソウル特別市 キム ヨングン（イエズス会神父）】
※韓国語の原文はホームページに掲載しています。

Information

Information

第10回裁判のご案内

◎10月10日（金）14:00から

佐賀地方裁判所にて

12:30に佐賀県弁護士会館に集合
弁護士会の駐車場にはバスが入るので停められません。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会は県立美術館ホールで行います。ぜひ、ご参加ください。

第11回裁判のご案内

◎2015年1月23日（金）（予定）

佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間は第10回と同じです。

第11陣提訴のご案内

◎9月10日（火）

13:00 佐賀県弁護士会館に集合

第10陣までの原告数は8070名です。
1万人原告をめざして第11陣提訴原告を募集中です。ぜひ、周りの方をお説きください。（9月3日締切）

イベントのお知らせ

ストップ川内再稼働！行動

9月9日（火） 県庁行動 9:30～
鹿児島県庁前

全国総決起集会

9月28日（日） 13:00～16:30
天文館公園（鹿児島市内）

支える会のご案内

支える会にぜひ、ご加入ください。
会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をいただきますようお願いいたします。支える会は、正会員（年会費3000円）と維持会員（年会費1万円）の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからダウンロードできます。

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもご覧になれます。また、弁護団の弁護士が所属するお近くの事務所でもみることができます。

★郵送費節約のため、メールアドレス（携帯可）をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

●ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 01760-6-90732

名義人 玄海原発訴訟を支える会（ゲンカイゲンパツソショウヲササエルカイ）

●他銀行からの振込

店名 一七九店（179）当座 口座番号0090732

※転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。



ホームページ <http://no-genpatsu.main.jp> E-mail no-genpatsu@bengoshi-honryu.com